

■ 対象工事

①（宅地造成に関する工事の許可：法第8条第1項）

宅地造成工事規制区域（裏面参照）内において、「宅地造成」を行う場合には、市長の許可が必要となります。ただし、都市計画法第29条の許可を受けた開発行為については、別途許可を受ける必要はありません。

※開発行為の完了公告後に改めて行われる土地の形質の変更については、許可の対象となります。

②（宅地造成：法第2条第2号）

「宅地造成」とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う「土地の形質の変更」をいいます。

③（対象となる工事：政令第3条）

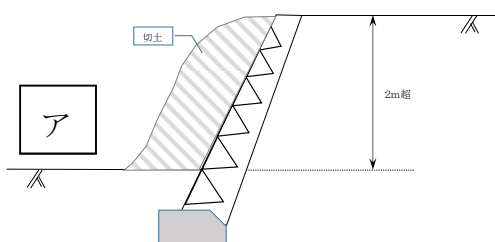
許可を要する「土地の形質の変更」は次のものをいいます。

ア 切土の場合で、その土地の部分に高さが2メートルを超える崖（30°超）を生じるもの（政令第3条第1号）

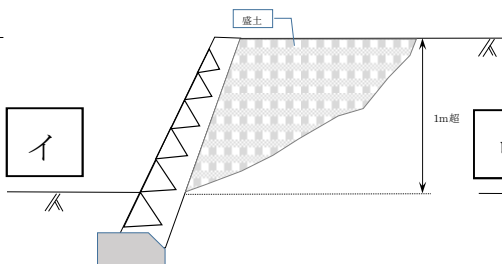
イ 盛土の場合で、その土地の部分に高さが1メートルを超える崖（30°超）を生じるもの（政令第3条第2号）

ウ 切土と盛土を同時にする場合で、盛土をした部分に高さ1メートル以下の崖（30°超）を生じ、かつ、切土及び盛土をした土地の部分に2メートルを超える崖（30°超）を生じるもの（政令第3条第3号）

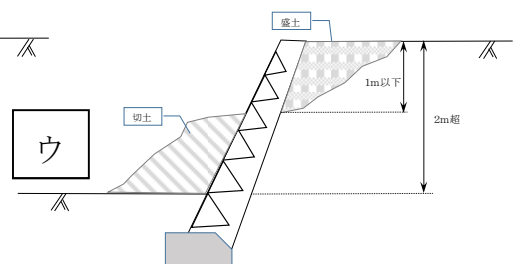
切土で2mを超える崖が生じる



盛土で1mを超える崖が生じる



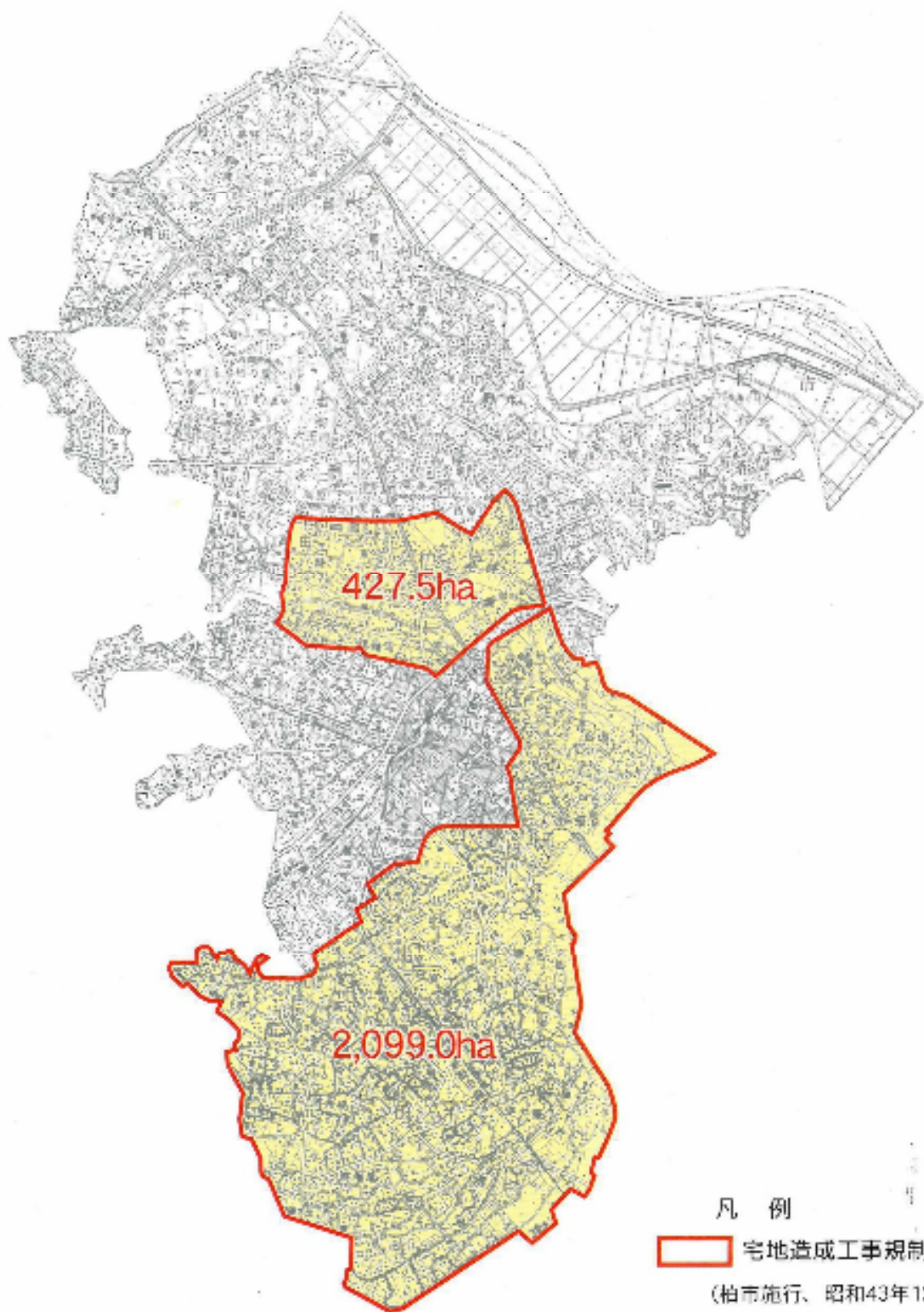
切土及び盛土で2mを超える崖が生じる



エ 上記のア、イ、ウに該当しないが、切土又は盛土をする土地の面積の合計が500平方メートルを超えるもの（政令第3条第4号）。

※ただし、「宅地」において行う、現況高から計画高までの高さが概ね50センチメートル以内の切土又は盛土については、「整地」として「切土又は盛土をする土地の面積」から除外することができます。

宅地造成工事規制区域図



※造成宅地防災区域の指定なし (令和2年10月1日現在)